3　法第五十八条の五第二項第五号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　第四十五条第三項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務

二　［略］

三　第四十五条第三項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

（子会社対象会社のうち認可対象会社から除かれるものの業務）

第五十三条　法第五十八条の五第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一　第四十五条第三項第一号から第十八号の五までに掲げる業務

二　［略］

三　第四十五条第三項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

（子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

第五十四条　法第五十八条の三第八項（法第五十八条の五第五項において準用する場合を含む。）の規定による総会への報告は、次に掲げる規定の認可を受けて議決権を保有している認可対象会社の最終の事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面又はこれらの書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を示して行わなければならない。

一　法第五十八条の三第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）

二　法第五十八条の三第四項ただし書（法第五十八条の五第五項において読み替えて準用する場合を含む。）

三　法第五十八条の五第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）

（資産の評価）

第五十六条　［略］

［2～5　略］

3　［同上］

一　第四十五条第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務

二　［同上］

三　第四十五条第五項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

4　法第五十八条の五第二項第六号ハに規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、当該労働金庫連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第八号に規定する持株会社とする。

5　法第五十八条の五第二項第七号ハに規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、当該労働金庫連合会の子会社である保険会社又は少額短期保険業者が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第八号に規定する持株会社とする。

6　法第五十八条の五第二項第八号ニに規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、当該労働金庫連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第八号に規定する持株会社とする。

7　第四十三条第十一項の規定は、前三項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。

（子会社対象会社のうち認可対象会社から除かれるもの）

第五十三条　法第五十八条の五第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一　第四十五条第五項第一号から第十八号の五までに掲げる業務

二　［同上］

三　第四十五条第五項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

（子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

第五十四条　法第五十八条の三第七項（法第五十八条の五第五項において準用する場合を含む。）の規定による総会への報告は、法第五十八条の三第三項又は法第五十八条の五第三項の認可を受けて議決権を保有している認可対象会社の最終の事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面を示して行わなければならない。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

（資産の評価）

第五十六条　［同上］

［2～5　同上］